平成２１年１２月２日招集

茂原市議会定例会会議録（第５号）

議　事　日　程　（第５号）

平成21年12月17日（木）午後１時00分開議

第１　議案並びに請願・陳情の総括審議

第２　発議案第１号から第４号までの
　　　上程説明並びに総括審議

第３　所管事務調査のための委員派遣の件

茂原市議会定例会会議録（第５号）

平成21年12月17日（木）午後１時00分　開議

○議長（常泉健一君）　ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は26名であります。したがいまして、定足数に達し会議は成立しました。

―――――――――――――――――――――― ☆ ――――――――――――――――― ☆ ――――――――――――――――――――――

議　長　の　報　告

○議長（常泉健一君）　ここで報告します。

お手元に配付してあるとおり、本日市長並びに教育委員会より、議案等説明員の欠席の報告がありました。

次に、去る９月定例会から継続審査になっておりました案件並びに今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

―――――――――――――――――――――― ☆ ――――――――――――――――― ☆ ――――――――――――――――――――――

議案並びに請願・陳情の総括審議

○議長（常泉健一君）　それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第１「議案並びに請願・陳情の総括審議」を議題とします。

まず、９月定例会から継続審査となっております案件並びに今定例会においてその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、決算審査特別委員会委員長　三橋弘明君から報告を求めます。

（決算審査特別委員会委員長　三橋弘明君登壇）

○決算審査特別委員会委員長（三橋弘明君）　決算審査特別委員会委員長報告、決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

９月定例会に上程されました認定案第１号「平成20年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」は、９月18日の本会議において、８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とされたところであります。

本特別委員会は、同日、委員会を開会し、正副委員長の互選と審査日程について協議いたしました。

その結果、委員長に私、三橋弘明、副委員長に田丸たけ子委員を選出し、審査日程を11月16日、18日、19日の３日間とし、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果につい

て報告いたします。

まず、審査経過についてですが、11月16日、午後１時から全員協議会室において委員会を開会し、市長に対する総括質疑と、企画財政部長から平成20年度の決算概要の説明を求めるとともに、引き続き20年度に実施された諸事業の中から、ひめはるの里及び本納地区大沢の地方特定道路整備工事を現地視察し、執行状況とその成果について確認した次第であります。

続いて、18日及び19日は、午前10時から全員協議会室において委員会を開会し、現地視察及び監査委員の決算審査意見書等を踏まえ、決算書細部について審査を行いました。

平成20年度における国の経済見通しでは、企業部門の底堅さ学校持続するとともに、家計部門が緩やかに改善し、「自立と共生」を基本とした改革への取り組みの加速、深化等により、物価の安定のもとでの民間需要中心の経済成長になると見込まれ、実質成長率は2.0％になると見通されておりました。国では、歳出全般にわたって国、地方を通じて最大限の削減を行うとともに、「希望と安心の国」を実現するため、予算の重点化、効率化を行う方針のもと、前年度比0.2％増の予算編成がなされました。

本市においては、歳入では積極的、徹底的な財源確保を目指すこととし、歳出では、既存の制度、施策の徹底的な見直し、経常経費など、あらゆる角度からの節減に努めるという方針を踏まえて査定し、当初予算としては平成20年５月が市長の改選期であったため、普通建設事業費などの政策的経費を削った骨格予算としました。

また、６月の市長就任後の施政方針では、「選択と集中」により、最重要課題をよく見きわめ、大胆に着実に実行していきたいと表明され、肉付け予算として政策的経費や新規事業等を追加しました。

以上のことから、平成20年度一般会計の当初予算は229億4800万円で、事務事業の見直し及び追加事業等により３回の補正が行われ、前年度繰越額を含めた予算現額は299億8511万円余となりました。

また、予算執行後の平成20年度一般会計決算規模は、歳入総額で264億3476万円余、歳出総額259億5918万円余で、歳入歳出差引額は４億7557万円余、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は２億7832万円余となりました。

平成20年度の主な事業については「主要施策の成果」の中で詳しく報告されていますが、特に、茂原駅前通り地区土地区画整理事業に１億2762万円余、排水整備事業に9695万円余、道路改良事業に8008万円余、河川改修事業に6169万円余、中小企業資金融資事業に５億8207万円余をそれぞれ投入したとしております。

ここで本市の財政状況について見ますと、まず歳入でありますが、市税は144億2883万円余で、前年度より１億5278万円余、1.1％の増となっています。これは企業の業績悪化により法人税割が２億6561万円余の現となったものの、税源移譲に伴う所得割が１億3320万円余、企業の設備投資等による固定資産税が２億7924万円余とそれぞれ増となったことが主な理由であります。

また、地方消費税交付金は８億7447万円余で、景気の悪化により前年度に比べ8071万円余、8.5％の減となりました。地方特例交付金は１億4226万円余で、減収補てん特例交付金の増などにより前年度に比べ7098万円余、99.6％の増となりました。国庫支出金は17億5329万円余で、生活保護費負担金の増などにより前年度に比べ１億6427万円余、10.3％の増となりました。県支出金は11億1880万円余で、障害者自立支援給付費等負担金の増などにより前年度に比べ9271万円余、9.0％の増となりました。財産収入は5779万円余で、茂原市開発協会の解散に伴う精算金の減や土地売払収入の減などにより前年度に比べて9172万円余、61.3％の減となりました。繰入金は１億335万円余で、財政調整基金繰入金の増などにより前年度に比べ１億301万円余の増となりました。諸収入は22億9234万円余で、茂原公園駐車場整備事業にかかわる土地開発公社貸付金元金収入の増などにより前年度に比べ11億3317万円余、97.8％の増となりました。市債については24億110万円で、茂原公園駐車場整備事業の増などにより前年度に比べ10億2570万円余、74.6％の増となっています。

この結果、歳入全体では、前年度に比べ20億6891万円余、8.5％の増となりました。

次に、歳出ですが、特に前年度に比べ大きく増減したものとして、まず総務費では、税源移譲時の年間所得変動に伴う住民税還付等による過誤納還付金の増などにより１億1946万円余、5.1％の増となりました。

次に、民生費では、公的介護施設整備促進事業や後期高齢者医療制度施行に伴う後期高齢者医療事業関係費の増などにより２億6286万円余、4.1％の増となりました。

次に、衛生費では、長生郡市広域市町村圏組合負担金の減などにより7946万円余、2.3％の減となりました。

次に、農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計繰出金やほ場整備事業の増などにより1582万円余、3.6％の増となりました。

次に、土木費では、茂原公園駐車場用地の購入などにより９億6192万円余、37.7％の増となりました。

次に、教育費では、耐震にかかわる小中学校施設整備事業の増などにより7840万円余、

3.1%の増となりました。

また、公債費では、土地開発公社貸付金の繰上償還に伴う償還元金の増などにより９億4392万円余、29.9%の増となりました。

以上の結果、歳出全体では19億5020万円余、8.1%の増となりました。

また、財政健全化法の施行に伴い、地方公共団体は健全化判断比率及び公営企業ごとの資金不足比率を算定し公表することになっていますが、健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が生じていないため数値は発生していません。実質公債比率については、前年比0.9ポイント増の19.3%となり、県内36市中２位と高い位置にあります。これは早期健全化基準の25.0%、財政再生基準の35.0%を下回っていますが、18.0%を超えているため、地方債発行に県の許可が必要となる起債許可団体となっています。また、将来負担比率については、早期健全化基準の350%を大きく下回る213.5%となりましたが、県内36市中２位と高い位置にあります。

これらの予算の執行状況及び主要施策の成果、財政分析をもとに本市の財政状況を踏まえ、平成20年度の施政方針で掲げた施策が計画どおり実施され、市民福祉の向上、生活環境の整備が図られたか。また、最小の経費で最大の効果を上げ、可能な限りの財源確保と行財政改革の推進が図られたか。市民要望に対し耳を傾け、その実現に努めたか。事務事業の適正な選択に努められたか等々の観点から審査した結果、各委員から多くの意見、要望がありました。

まず、開会日冒頭の市長に対する総括質疑の概略を申し上げます。

初めに、「本決算は市長就任後、初めての決算となるが、財政が大変厳しい中、めりはりをつけて『選択と集中』により取り組まれた感想は」との質疑に対し、「特に挙げるとすると、タイミングよく国からの交付金を活用できたことで、学校施設整備を大幅に進められたと考えている。内容は、萩原小学校校舎及び東中学校屋内運動場、茂原中学校屋内運動場の改築、本納中学校校舎の耐震化補強といった大規模工事を４件、また、小学校遊具の撤去または新設、豊田小学校屋内運動場の屋根改修などの補修工事もあわせて実施することができ、１年を通して私なりにやってきたつもりである」との答弁がありました。

次に、「財政健全化計画において職員の削減による人件費の抑制をしているが、人件費は住民の仕事と暮らしを守り、発展させるための経費であり、適正な職員数での住民サービスが重要である。特に窓口ではかなり業務内容が過密になっており、精神疾患になった職員もいると聞いているが、職員定数に対する市長の考えは」との質疑に対し、「委員ととらえ方が違うが、職員数においては、平成22年度を最終年度とする財政健全化計画において649人という数字を

掲げていたが、１年前倒しで達成し、着実に実行できた。しかし、職員が不足している部署には臨時職員を配置しているので、臨時職員を含めた相対的な数は減っていないと感じている」との答弁がありました。

次に、「市長はマニフェストの項目の１つとして『行財政改革の徹底』を掲げて当選され、平成18年度から平成20年度までにおける財政健全化計画の進捗率は77.5%となっている。本年度はちょうど中間年度にあたるが、今後の見通しをどのようにとらえているのか」との質疑に対し、「進捗率については、アスベストの処理、耐震化など突発的に発生した問題に対処した結果であり、それらを除けばほぼ達成できていると考えている。このように不測の事態が起きてしまうと将来計画を立てることはなかなか難しい面もある。景気が回復すれば順調に推移していくと思われるが、政権交代による国の動向を注視しながら予算執行に努めたい」との答弁がありました。

次に、「市長と話し合う会は市内５会場で開催されているが、昭和47年の移動市役所から始まり、平成元年より現在の形となり、今日に至っている。市民が何を求め、何を望んでいるかを知る手段としてその役割を果たしてきたが、時代が大きく変わり、価値観も多様化している中、その重要性は薄れてきていると感じるが、市長の考えは」との質疑に対し、「市長と話し合う会の開催については、市民の方から直接話を聞ける機会でもあり、やはり必要であると感じている一方、議会から市民の考えをある程度集約されてきているという考えもある。今後は回数を減らし、大きい会場に変更するなど検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「他の自治体で公立保育所の建て替えと同時に民営化するという話を伺ったが、本市における民間活力の導入に対する考えは。また、学習プラザは今後の方向性を示す時期にきていると思うが、市長としての見解は」との質疑に対し、「公立保育所については、各地で民営化が進められていることを聞いているが、幼保一元化の問題も含め方向性を見きわめた上で十分な検証をしていきたいと考えている。次に、学習プラザについては、移転という選択肢も考えられるが、当時の約束で10年という１つの期限があり、あと２年残っている。このことを考慮し、現在、再開発ビル所有者と賃料について協議を進めている」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査過程においても多くの意見、要望、指摘がなされたところでありますが、結果として、平成20年度一般会計決算は、委員長を除く出席委員７名のうち、賛成する者６人、反対する者１人で、賛成多数により認定することと決定した次第であります。

なお、賛成者から本案を賛成するにあたり、次の点について附帯意見がありましたので、以下申し上げます。

１．委託料、負担金補助及び交付金を初めとして、より一層効率的にできる部分があることを認識した上で、今後の予算編成、予算執行に生かされたい。

１．本年度は財政健全化計画のちょうど中間年度にあたるが、リーマンショックに始まる世界金融危機により計画が足元から揺らぎかねない状況にある。このような状況の中、公平性のある事業仕分けをいま一度実施し、財政健全化計画が滞ることのないよう取り組まれたい。

１．財政健全化の中で委託料については、できる限り職員自前で実施することによる削減をし、見直しを図られたい。

１．委託料、土地借上料については、公平性という観点で見直しを図り、行政運営にあたられたい。

１．経済情勢の先行き不透明さが増したことにより、長期にわたる契約についてはメリット、デメリットを検証し、経費節減に努められたい。

１．景気悪化により市税収入が大幅に減少する中、職員は努力され事業に取り組んでいると認識している。子育て支援、少子化、高齢者などの教育福祉関連の対策を講じ、検討課題である学習プラザ、市民バスについては再度精査し、市長のリーダーシップのもと、市民のための市政運営にあたられたい。

次に、反対者の反対意見について申し上げます。

「自治体は市民生活を守る防波堤の役割を果たすことが最大の役目であり、いかに住民の利益にかなった予算執行ができるかにその使命があると考える。本決算は、市民環境、教育環境に対する配慮か見られる一方、いまだ国、県に依存し、大企業中心の施策がなされており、農業、中小企業への配慮に欠けるため、住民が主人公という立場に立ち、本決算には反対する」というものであります。

次に、今後の予算執行にあたり留意する事項として、各委員から当局に対し多くの意見、要望がありましたので、以下、その主なものについて申し上げます。

１．バス路線沿線の利用者を含む住民に対してアンケートの実施を検討し、地域公共交通会議の検討材料として活用されたい。

1．生活保護受給の申請手続において、取り下げの強要などが行われないよう適正な対応を図られたい。

１．長寿祝金は対象者に現金での支給を行っているところであるが、形に残るような記念品の贈呈に変えるなど検討をされたい。

１．シルバー人材センターへの委託業務は市民と接する機会が多いので、それにふさわしい接

遇の教育をされたい。また、雇用に際しては、設置目的である就業機会の確保、生きがいづくりの充実という観点から、公平性のある立場でお願いしたい。

１．生産調整推進事業において、米粉用米、飼料用米のさらなる推進を図られたい。

１．消費生活相談については、その場の相談だけでなく、他の部署との連携をとり、アフターフォローも含めた総合的な相談体制を確立し、対処されたい。

１．東京都市圏パーソントリップ調査によって得られた結果については、新たな情報として各課で活用されたい。

１．市の厳しい財政状況をかんがみ、市民が積極的に奉仕作業に従事している状況の中、原材料の支給要望にはこたえていただきたい。

１．図書の購入にあたっては、古本屋の活用を研究しながらコスト削減を図り、図書の充実に向け努力されたい。

１．美術館、資料館の委託料については、職員により対応できるものは対応し、経費削減につなげられたい。

１．引き続き学校図書室の蔵書冊数の増加を図り、図書の充実をお願いするとともに、朝の読書については毎日実施できる体制づくりをし、子供たちの心の成長を図られたい。

以上が、決算審査特別員会の報告であります。本会議におきましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（常泉健一君）　次に、総務委員会委員長　勝山顕郷君から報告を求めます。

（総務委員会委員長　勝山顕郷君登壇）

○総務委員会委員長（勝山顕郷君）　総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る11日の本会議において付託されました議案２件、請願１件について、本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第１号「平成21年度茂原市一般会計補正予算（第３号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億3297万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250億9342万円にしようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「庁舎維持管理費における照明器具ＬＥＤの購入先と単価は」との質疑に対し、「購入業者は入札等で選定していく予定であり、単価は１本２万円前後になるものと考えている」

との答弁がありました。

次に、「小学校費における空調設備の借り上げ料が280万円の減、備品購入費は1700万円の増とする補正であるが、その理由は」との質疑に対し、「当初の予算においては、空調設備については５年のリース契約により対応を考えていたが、検討した結果、工事付空調設備購入のほうが安くなることから、予算の組み換えを行った」との答弁がありました。

次に、「新型インフルエンザワクチンの予防接種の委託料と助成金の内容及びワクチンの量から１回の接種人員が45名ということでの対象者の決定方法は」の質疑に対し、「委託については、医師会との契約により行う。その人数は6302人と見込んでおり、その委託料3875万8000円については、国の定めた２回接種での１人あたりの費用6150円に6302人を乗じて得た額である。助成金については、償還払いといって、茂原市外で接種した方に後で助成するもので、700人を見込んでいる。その額は、見込み人数に、委託料の算出と同様、国で定めた額6150円を乗じた額である。また、45人の決定方法については、市内の集団的接種に協力していただける医療機関に届くワクチンの量により、それぞれの機関において接種人員が決まることから、市において、対象者である１歳から６歳までの子供がいる方に通知をし、接種希望の回答をいただいた方について、日にちと医療機関を振り分けてお知らせをする方法で実施する。このことにより、ワクチンがむだにならないようにする」との回答がありました。

次に、「東中学校のテニスコート設置事業について、今回の補正予算の措置により行う理由と事業費の財源について地方債と一般財源ということだが、国や県の補助金が対象にならないのかどうか教えてもらいたい。また、地方債の借入先と昼間の使用していないときのコートの一般開放が可能なのかどうか。さらに、コートはどのようなコートを考えているのか」との質疑に対し、「当初は、来年の茂原中学校のテニスコート整備と一緒に行う予定であった。東中学校については、校庭も狭隘という中、なかなか適地が見つからなかったが、隣接によい候補地が見つかり、取得できれば有効な利用も可能ということで、今回、補正をお願いした。また、農地法の改正もあり、その中で、改正前は、学校等が土地を取得する場合は農地転用の許可がいらなかったが、今回の改正で、市町村が行うものについても転用協議が必要となったことから、早急に対応しておかないと１年遅れてしまう心配もあり、実施に向け急遽お願いをしたものである。補助金については、現状としてテニスコートがあるので、そこに体育館を建てるという状況においては対象とならないという回答を文部科学省からもらっている。地方債の借入先は、現在、県市町村課と協議中である。昼間の一般開放については、地方債により整備された場合、その借入目的に限定された使用ということになるため、開放できないと考えている。

また、テニスコートの内容は今後協議していくが、財政的な面も考慮し、現状のような砂のコートを考えている」との答弁がありました。

次に、「ほ場整備事業における千葉県農山漁村地域活性化事業補助金の対象と事業内容は」との質疑に対し、「吉井土地改良組合が対象となっている。本事業は、経営体育成基盤整備事業、いわゆる農地の担い手への利用集積を促進するとともに、農業生産を担う効率的な経営体を育成し、農業構造の確立を図ることを目的に、利用権設定等の達成状況により補助されるものであり、吉井土地改良組合では県が示す集団転作を達成しているため、補助されるものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第１号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第４号「茂原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「総務部の事務分掌の規定中、『職員の身体、身分』という表現を『職員の人事、給与』に改めているが、その理由は」との質疑に対し、「表現が古いということで、他団体においても現在は人事、給与という表現に改められており、今回の組織改正にあわせ変更させていただこうとするものである。なお、意味合いは同じである」との答弁があり、採決の結果、議案第４号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、請願第５号「『中小業者の自家労賃を必要経費として認めるために、所得税法第56条の廃止を求める意見書』提出を求める請願」について申し上げます。

審査の過程において、「白色申告と青色申告がある中、白色申告では中小企業の家族従業者の給料が必要経費として認められていないのに対し、青色申告では認められているが、その理由は」との質疑に対し、「昭和22年に申告納税制度ができたが、終戦直後の混乱時の中、申告がなかなかなされなかったため、昭和25年に青色申告という新たな制度を設け、この申告を行った場合に与えられた特典ということで聞いている」との答弁がありました。

また、委員から、「所得税法第56条は人権差別的なものであり、家族従業者労賃については、白色、青色の申告に関係なく必要経費として認めるべきと考え、廃止するべきである」との意見や、「所得があれば青色をしたほうがよいが、売り上げが少なければ大きな差はなく、廃止の必要はない」などの意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、請願第５号については賛成者少数により不採択とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査並びに結果であります。何とぞ本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

〇議長（常泉健一君）　次に、教育福祉委員会委員長　田丸たけ子君からの報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長　田丸たけ子君登壇）

〇教育福祉委員会委員長（田丸たけ子君）　教育福祉常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、９月定例会において付託され継続審査となっておりました認定案１件、請願１件並びに今定例会において付託されました議案１件、陳情１件について、11月26日及び12月11日、委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

まず、認定案第９号「平成20年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額44億6368万5271円に対して歳出総額43億3823万9290円で、１億2544万5981円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

最初に、「介護保険料の徴収率は95％とのことだが、滞納者への対応はどうなっているのか。また、長生郡市広域市町村圏組合介護認定審査会負担金が計上されているが、その負担割合はどのようになっているのか」との質疑に対し、「滞納者に対しては、督促状、催告書を発送するとともに、電話や戸別訪問による納付相談等を休日、夜間問わず行っている。それでも入金がない場合は、２年で時効が成立し不納欠損処分となる。また、審査事務は、長生郡市で共同で行っており、その負担割合の算出については、経費の20％を７市町村が均等割とし、80％を審査件数割によって算出している」との答弁がありました。

次に、「総合相談支援事業の相談内容とはどのようなものか。また、介護相談員はどのようなことを行っているのか」との質疑に対し、「相談内容の主なものは、高齢者虐待や成年後見制度等であり、全体で1143件の相談があった。また、介護相談員は現在３名が市内６カ所の事業所に行き、入居者が抱えている不満等を聞くことにより、施設側とのトラブル発生の防止に役立っている」との答弁がありました。

次に、「介護保険給付費が年々増加する中、要介護者とならないような事業を行っているのか」との質疑に対して、「要介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に健康度のチェックを行い、機能が低下している方については、いきいきすこやか運動教室などにより、できるだけ元気に過ごしていただくよう努力をしている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第９号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、請願第３号「細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める請願」について申し上げます。

審査に先立ち教育福祉委員会協議会を開催し、請願者に出席を求め、請願願意についての詳しい説明を受けました。その後、委員会を開催し、審査を行った結果、請願第３号は全員異議なく採択することと決定いたしました。

次に、議案第３号「平成21年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第１号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3969万5000円を追加し、予算総額を48億2597万6000円にするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

最初に、「介護施設の入所を待っている人数が350人余とのことだが、実態はどうなっているのか」との質疑に対して、「年に２回、県で特別養護老人ホーム入所希望者の調査を行っており、直近の数字は350人余である。それぞれの施設の方針に基づき緊急度を考慮し対応しているのが現状である」との答弁がありました。

次に、「介護給付費準備基金積立金の目的と現在の残高は幾らか。また、運用はどのように行っているのか」との質疑に対して、「介護給付費準備基金は、介護保険事業の安定的な運営に資するために設置されており、給付費に不足が生じた際、また保険料の引き下げにこの基金を取り崩して対応している。20年度末の基金残高は５億8336万9000円である。運用については、介護給付費準備基金条例に基づき定期預金等で運用している。一時的に一般会計の支出に充てる繰替運用も行っている」との答弁がありました。

次に、「福祉用具購入給付事業は、購入費の何割を給付するのか。また、特別養護老人ホーム等の施設に入所している方についても同じであるのか。車いすなどは入所者が購入しているのではないか」との質疑に対して、「10万円を限度に１割が自己負担、９割が介護保険からの給付である。基本的に、福祉用具貸与と福祉用具購入費は居宅サービスになる。施設入所者については、施設側が提供す義務があり、施設サービス給付費に含まれている」との答弁がありました。

以上の審査過程を踏まえ、採決の結果、議案第３号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、陳情第８号「『社会的セーフティネットの拡充を求める意見書』採択に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において、「ワンストップサービスは今の社会環境からすると必要不可欠なものと思うが、今後もハローワークを中心とし、市町村がサポートする体制で取り組んでいくのか」との質疑に対して、「ハローワークに求職活動で来る人が対象となっている。雇用と住居を失うか、または失う恐れのある人が職を求めてハローワークに多く来ていることから、今後についてもハローワークが中心となり、関係機関が出向く形で取り組んでいくことになる」との答弁がありました。

以上の審査結果を踏まえ、採決の結果、陳情第８号は全員異議なく採択することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。何とぞ本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（常泉健一君）　次に、建設委員会委員長　ますだよしお君から報告を求めます。

（建設委員会委員長　ますだよしお君登壇）

○建設委員会委員長（ますだよしお君）　建設委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る９月定例会において付託され継続審査となっておりました認定案４件について、11月10日に委員会を開催し、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過並びに結果について報告いたします。

最初に、認定案第３号「平成20年度茂原市特別会計下水道事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額20億1627万2353円に対し歳出総額19億5872万3072円で、5754万9281円の黒字決算であります。

以下、審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「不納欠損額について、滞納者の件数と金額は」との質疑に対し、「滞納者は無断転出202件、破産35件、死亡20件の計257件であり、滞納額は149万1435円である」との答弁がありました。

また、「歳出における公債比率が高いため、聖域なき十分な見直しを図り事業を進められたい」との要望や、「不納欠損については極力減らすような対応策を講じられたい」との要望がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第３号については全員異議なく認定すること

と決定しました。

次に、認定案第４号「平成20年度茂原市特別会計宅地開発事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額1599万669円に対し歳出総額36万5400円で、1562万5269円の黒字決算であります。

審査の過程において、「西部地区開発事業用地の面積はどのくらいか。また、土地処分計画は今後どのように考えているのか」との質疑に対し、「面積は５万2000平方メートルである。圏央道の供用開始にあわせ周辺地区のマスタープラン見直しを含めた中で処分計画を進めていきたい」との答弁があり、採決の結果、認定案第４号については全員異議なく認定することと決定しました。

次に、認定案第７号「平成20年度茂原市特別会計駐車場事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額１億8755万8843円に対し歳出総額１億7876万3930円で、879万4913円の黒字決算であります。

以下、審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「公債費を除いた歳出はどのくらいか。また、黒字に転換する方策は」との質疑に対し、「5321万9000円余である。今後は広報や茂原ビジョンを活用するなど、周知に努めたい」との答弁がありました。

次に、「建物に係る償還の残額と終了年度は」との質疑に対し、「平成20年度末の残高は約７億6400万円で、このうち建物にかかわるものは約２億1000万円である。また、この建物に係る償還は平成23年度で終了することにより、残りは校舎からの土地買い戻し分の約４億3000万円となり、年間の償還額は現在の１億2600万円から4600万円となる」との答弁がありました。

また、「建物の老朽化対策として、大規模修繕の計画は」との質疑に対し、「大規模修繕として、外壁の目隠しであるルーバーの補修を償還のピークを過ぎた平成24年度以降の計画で考えている」との答弁があり、「改修する際は利便性を考慮し検討されたい」との要望がありました。

次に、「土地の借り上げ料はどのような契約になっているのか」との質疑に対し、「土地の借り上げ料については２年ごとに協議の上、改定を行っており、平成20年度は前回の更新時と比較して５％削減となっている。また、平成22年度が改定の年となっているので、市の財政状況を考慮し、協力が得られるよう努めたい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第７号については全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、認定案第８号「平成20年度茂原市特別会計土地取得事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入歳出同額の1279万704円であります。

本案は、平成11年度に旧税務署跡地を茂原駅前通り地区土地区画整理事業の事業用地として取得した代金の支払いで、起債の償還元金1262万円、利子17万704円、歳入歳出予算の総額それぞれ1279万1000円として計上するものであり、採決の結果、認定案第８号については全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におきましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（常泉健一君）　次に、市民環境経済委員会委員長　三橋弘明君から報告を求めます。

（市民環境経済委員会委員長　三橋弘明君登壇）

○市民環境経済委員会委員長（三橋弘明君）　市民環境経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、９月定例会において付託され継続審査となっておりました認定案４件並びに今定例会において付託されました議案１件、陳情２件について、11月13日及び12月11日の両日、委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、認定案第２号「平成20年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額96億3538万8898円に対し歳出総額91億590万9341円で、歳入歳出差引５億2947万9557円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、「20年度決算において27億もの収入未済額が発生している。この実態をどうとらえているのか」との質疑に対し、「国民健康保険の制度は、相互扶助を基本理念として成り立っている制度である以上、加入者において一定の負担は必要である。徴収体制の強化を図り、未済額解消のため一層の努力をするとともに、低所得世帯に対しての減免等を活用しながら運営していく」との答弁がありました。

次に、「茂原市では保険税が高いと耳にすることがある。一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しなどで軽減措置はとれないのか」との質疑に対し、「一般会計からの繰入額は一定基準に基づき算定しているところである。県内では保険税負担の軽減のために基準を超えて繰り

入れをしている団体もあるが、本市は、現在の財政状況にかんがみて困難である。財政調整基金については、平成20年度に5000万円の積み立てを行ったが、国の指針に示された積立額には遠く及ばないため、この決算の剰余金についても可能な限り積み立てる予定である」との答弁がありました。

次に、「特定健康診査において受診率が低いと聞いている。将来の医療費抑制の観点から受診率を高める必要があると思うが、どうか」との質疑に対し、「この事業は平成20年度を初年度とし、平成24年度に65％の受診率を目標として展開している。積極的な広報、電話による対象者による直接の受診勧奨、さらには保健委員会及び食生活改善推進委員会における制度説明などにより、平成20年度の目標は達成できた。最終的な目標値は非常に高いと感じているが、生活習慣病の予防は被保険者の健康増進と医療費抑制の効果が期待できるので、時間をかけて受診意識の高揚を図っていきたい」との答弁がありました。

また、委員会から、「特定健康診査や人間ドックなどの受診率を高める方策として、対象者本人が『健康を維持する』という意識の高揚が図れる政策を広く周知し、１保険者として現場の声に耳を傾けながら継続的に実施されたい」との意見、また、「納税意欲の高い被保険者が後期高齢者医療制度へ移行した影響もあるが、徴収率が過去数年横ばい状況である。徴収率向上のため、引き続き徴収の強化に取り組むとともに、制度上不納欠損処理すべき事由に該当する事案については制度に沿った取り扱いを行い、適切な滞納整理に努められたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第２号は賛成者多数により認定することと決定しました。

次に、認定案第５号「平成20年度茂原市特別会計老人保健費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額５億5080万3208円に対し歳出総額５億3683万1349円で、歳入歳出差引1397万1859円の黒字決算であります。

老人保健制度が平成20年４月から後期高齢者医療制度に移行したため、本会計においては、平成20年３月分及び未請求分の給付分に対応するため、清算のための期間という状態で存続しているものであり、採決の結果、認定案第５号は全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、認定案第６号「平成20年度茂原市特別会計農業集落排水事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額３億3288万5881円に対し歳出総額３億2464万6016円で、歳入歳出差引823万9865円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされたものを申しますと、「発生する汚泥について、その処理方法を伺う」との質疑に対し、「昨年度、汚泥乾燥機を導入し、含水率15％まで乾燥させている。一月に約5.7トン発生しているが、希望者や吉井地区の農業法人等に無償で配付している」との答弁がありました。

また、委員から、「水洗化率が100％に少しでも近づけるよう、さらなる努力を求める」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第６号は全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、認定案第10号「平成20年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額６億8903万484円に対し歳出総額５億9429万4875円で、歳入歳出差引9473万5609円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされたものを申しますと、後期高齢者医療の初めての決算であるが、未収金の内訳は」との質疑に対し、「本制度は、もともと納付意識の高い高齢者が被保険者である上、制度施行当初から年金からの特別徴収が導入されたため、本市を含め全国的に収納率は高い。滞納の件数は107件で、理由は居所不明及び死亡等が大多数であるが、納付意識の欠如も少数あり、訪問徴収等を実施している。今後も接触して制度理解を促すなど、収納率の向上に努めていきたい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第10号は賛成者多数により認定することと決定いたしました。

次に、議案第２号「平成21年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第２号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ681万2000円を追加し、予算の総額をそれぞれ94億7415万7000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、「短期人間ドック利用者数を当初どのように見込んだのか。また、手厚い助成は被保険者にとってよいことであるが、財政状況等をかんがみ、バランスをとるべきと思うが、市の見解は」との質疑に対し、「当初、過去の統計から積算し608名の利用者を見込んだが、本年度の利用者が730名程度と大幅に増え

ると予測されるため、今回の補正予算案となった。助成金額については、利用額の７割、上限７万円とし事業を行っている。今後は、他の医療保険者との均衡を考慮しつつ見直しを検討していく」との答弁がありました。

また、「短期人間ドック利用者が大幅に増えた要因をどう分析しているのか」との質疑に対し、「特定健康診査などの受診率向上対策として、国保対象者約２万人にさまざまな方法でＰＲしたことが増加した要因だと考えている」との答弁がありました。

また、委員より、「各種疾病の早期発見、早期治療、また、健康増進のために人間ドックは有益かつ有効な手段であり、来年度以降には身近な長生病院が利用可能になると見込まれるため、さらなる制度の利用促進を図られたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第２号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、陳情第９号「食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める陳情」について申し上げます。

陳情の願意は、加工食品原料の産地偽装事件や毒物混入事件などを受けて、消費者が食の安全・安心のために、冷凍食品等を初めとする加工食品の原料原産地の表示義務化を求めるなど、食品表示制度の抜本改正を求め、国への意見書提出を願うものであります。

審査の過程において、委員より、「食品のトレーサビリティや原料原産地の表示義務の必要性は、食の安全・安心を構築する上では有効な手段だと考える」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第９号は全員異議なく採択することと決定いたしました。

次に、陳情第10号「『改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書』採択に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、「法の完全施行が来年６月とのことだが、現在、国ではどのような動きがあるのか」との質疑に対し、「金融庁の中に貸金業制度に関するプロジェクトチームを設置した。利用者や多重債務者の状況についての実態把握を目的とし、現在検討が進められている」との答弁がありました。

また、「消費者生活相談窓口に来ている多重債務者などの状況は」との質疑に対し、「近年、相談件数は増加傾向にある。金融庁が発行している相談対応マニュアルに沿って対応している」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第10号は全員異議なく採択することと決定いた

しました。

　以上が、本委員会に付託されました案件の審査並びに結果であります。何とぞ本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（常泉健一君）　以上で各委員長の報告を終わります。

　ここでしばらく休憩します。

午後２時11分　休憩

☆　☆

午後２時21分　再開

○議長（常泉健一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

　ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

　なければ、質疑を終結します。

　次に、討論に入ります。

　反対討論の通告がありますので、これを許します。飯尾　暁議員。

（１番　飯尾　暁君登壇）

○１番（飯尾　暁君）　日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

　反対する案件は、認定案第１号「平成20年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」認定案第２号「平成20年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」認定案第９号「平成20年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」認定案第10号「平成20年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」に反対し、それぞれの理由を述べます。

　さらに、今議会に提出された請願第５号「『中小業者の自家労賃を必要経費として認めるために、所得税法第56条の廃止を求める意見書』提出を求める請願」を不採択とする委員長報告に反対し、その理由を述べます。

　まずは、認定案第１号、平成20年度茂原市一般会計決算認定についてです。当該決算期の後半には、いわゆるリーマンショックによる世界的な景気悪化が日本経済を襲い、年末には仕事はおろか、住む場所さえなくした労働者が首都東京のど真ん中に労働者派遣村が出現する事態となりました。大企業の役員給与や株主配当の上昇が続き、その内部留保も増え続ける中で、一般の労働者の賃金は下がり続け、多くの中小企業が経営の危機に瀕しています。こういうときにこそ住民サービスを切り捨てるのではなく、いかに住民の暮らしを守るかという地方自治

体本来の役割が大きく問われているときではないでしょうか。このような点から、茂原市の20年度の決算状況を見ますと、歳入のうち重要な市税については、税源移譲による所得税の増加、企業の設備投資による固定資産税の増があり、企業の業績悪化に伴う法人税の減額があったものの、税収面では増加しています。しかし、財政状況は税源移譲による税増収は一時的であり、景気悪化による譲与税、交付金の減額が今後とも懸念され、依然として危機的状況です。現在、財政健全化計画が取り組まれており、歳出面では、債務負担行為の早期解消が最優先課題で取り組まれており、行政サービスの低下、住民負担の増大、職員人件費の削減、事業の見直しなどを押し進められています。このような中で、住民の要望である暮らし、教育、福祉の充実に関しては、小中学校耐震設計事業、市民体育館補修事業、妊婦検診の充実、茂原駅エレベーター設置事業など、評価できるものもあります。しかし、住民要求として根強い生活道路、学校施設、公共施設、住宅排水などの環境整備は後回しとされています。反面、大企業には莫大な奨励金４億円が突出しています。産業関連で見れば、これだけで農業関連予算総額に迫るものとなっており、商工費のうち中小企業向け５億円余りの予算は融資資金が大半で、バランスを欠いているものと言わざるを得ません。市民には負担増、中小企業、農業に対しては予算を抑制、大企業には莫大な奨励金など、逆立ちした税金の使い方だと言わざるを得ません。住民の福祉の機関である自治体として、今こそ思いやる先を見直す必要が急務であることを訴えまして、本認定案に反対するものであります。

次は、認定案第２号、平成20年度茂原市国民健康保険事業費歳入歳出決算についてです。国保運営の最大の課題は、高すぎる保険税と、これを払いきれないために増える滞納者問題、保険証未交付問題であります。保険税が高くなった最大の理由は、国保事業における国庫負担金の削減にあります。しかも、国保事業が構造的に格差と貧困という社会状況を反映して、低所得者層の加入増、国保税制度を支える主力の個人業者、農業者が疲弊する中で、国民皆保険を理念とする国保の運営に国の支援が一層大きな役割を果たすべきときに国庫負担を削減することは全く情勢を見ない逆行したやり方です。一方、市の国保運営では、決算状況は余剰金を発生させており、20年度は５億3000万円弱の黒字となっています。短期保険証、資格証明証発行という市民を医療から遠ざける措置を強行するよりも、市民の命と健康を守るという自治体の使命からして、保険税引き下げを断行すべきです。一たん下げた後、また上げることになるとまずいなどと言わずに、そのときは一般会計からの繰り入れなど策はないのでしょうか。以前にも増して、国に対しての国庫負担の削減前並みへの復活を強く求めるべきです。こういう見直しを図らずに黒字決算をよしとする本認定案には反対いたします。

次に、認定案第９号「平成20年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」述べます。介護保険は、この間、制度や保険料、介護報酬の見直しが行われてきました。しかし、介護の社会化を掲げながら、家族依存の実態は一向に解消されず、利用者の自由な選択をうたっているものの、制度の制限と整備の遅れで希望がかなわない、もっと利用したいが、利用料の負担が重くて利用できない、また、安定した質の高いサービス提供のため介護報酬を引き上げれば連動して保険料、利用料の引き上げにつながるなど、制度上の根本的問題が改正されないまま現在に至っています。茂原市でも、高齢化の進行で介護サービスの利用者が増える中、依然解消されないのが施設入所希望者の改善です。毎年確実に増え続け、350人を超えています。市当局は、入所希望者すべての人が緊急性のある人だけではないと弁明していますが、特に高齢者の独居世帯や老老介護、認認介護の増加で介護施設の需要が増大しているのが現状であり、基盤整備の推進が重要課題です。また、介護保険料、利用料の負担増が高齢者の生活に重くのしかかっている実情は、この間、指摘してきた問題であり、保険料の滞納が毎年増え続けていることでも明らかです。だれもが介護サービスを負担の心配なく利用できる介護保険にするためにも、本市の保険料減免制度の充実、利用料の軽減制度の確立が必要です。以上のことから、本認定案に反対するものであります。

次に、認定案第10号「平成20年度茂原市後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」述べます。これは制度そのものが問題であり、繰り返して指摘してきたとおりです。75歳を超えたというだけで病気の予防から病院の外来、入院、終末期まで、あらゆる場面でひどい差別が強行されています。長年にわたり保険料をおさめてきた国保や健保から無理やり脱退させ、扶養家族から外して差別的な制度へ押し込めるという、この制度の根幹こそがお年寄りの誇りを傷つけ、国民の怒りを呼んでいる大もとです。だんだん上がる医療費の実態をお年寄りに実感していただくという官僚答弁からも、その本質も明らかにであり、そのような制度は即刻廃止されてしかるべきです。年齢や所得に差別のない医療制度をつくるために力を注ぐべきであり、以上の観点から、本認定案には反対いたします。

最後に、請願第５号「『中小業者の自家労賃を必要経費として認めるために、所得税法第56条の廃止を求める意見書』提出を求める請願」を不採択とする委員長報告に反対し、その理由を述べます。この所得税法56条の最大の問題点は、家族従業員の給与を経費として認めないこと、つまり実際に働いている人間の正当な給与を税法上で否定しているところにあります。仮に、家族従業員が世間的な常識での評価として年間150万円の給与に匹敵する労働をしても、この法律のもとでは、奥さんの場合、専従者所得控除額86万円だけしか認めないということで、

大変おかしな話です。実際に人間が働いたという事実も、その給与も認めない、これは家族従業員の人格を税法上で否定することになります。たかが法律の１つにすぎない所得税法がなぜ人間が実際に労働したという事実を否定することができるのか、これが問題です。青色申告にすれば経費が認められるのではないかという話がありますが、それは納税者に都合ではなく、税務署側が税務調査をスムーズに行うための制度で、応じた納税者に特典を与えるというものです。また、1984年から白色申告者でも年間所得が300万を超える場合は、青色と同じように記帳と記録の保存義務が課されています。ですから、このときに白色でも家族従業員の給与を経費として認めるべきであったわけであります。青色申告と納税者の実際はどうでしょうか。簡易簿記でよいことになっていますが、現金出納帳、売掛帳、経費明細帳と固定資産台帳の備えつけが義務づけられ、税務署員が見たいときにいつでも見せることになっていますので、農家、自営業者にとっては大変な負担です。また、他人に財産の全部を見せることは精神的にも大きな負担となります。また、農家の農業所得申告の場合には、生活関連の記帳や計算がほとんど必要ないので、現金出納帳の農業用のものを別につくっておくことになります。そして、毎日１つの財布から生活と農業の２つのほうにお金が出るのでややこしく、重労働の連続になる農家婦人には大きな負担です。こういう方々の実生活に対して大いに想像力を働かせていただきたいと思います。最後に再確認いたしますが、この問題の根本は申告の仕方云々ではなく、人権問題です。身近にいる自営業者や農業婦人の人権を認めよとの訴えにほかなりません。本請願の採択を求めるものであります。

以上で反対討論といたします。

○議長（常泉健一君）　他に討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、継続審査となっております案件について採決します。

まず、認定案第１号「平成20年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」でありますが、本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　多　数）

起立多数と認めます。

したがいまして、認定案第１号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第２号「平成20年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定につ

いて」でありますが、本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　多　数）

起立多数と認めます。

したがいまして、認定案第２号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第９号「平成20年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」でありますが、本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　多　数）

起立多数と認めます。

したがいまして、認定案第９号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第10号「平成20年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」でありますが、本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　多　数）

起立多数と認めます。

したがいまして、認定案第10号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、他の認定案について一括採決します。

認定案第３号から第８号までについては、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、認定案第３号から第８号までについてはいずれも原案のとおり認定することと決定しました。

次に、閉会中の継続審査となっております請願について採決します。

請願第３号「細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める国への意見書提出を求める請願について」でありますが、本件に対する委員長報告は採択でありますので、請願第３号について採決します。

請願第３号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　全　員）

起立全員と認めます。

したがいまして、請願第３号については委員長報告のとおり採択することと決定しました。

次に、今定例会に付議されました議案について採決します。

議案第１号から第４号までについて一括採決します。

議案第１号から第４号までについて、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第１号から第４号まではいずれも原案のとおり可決することと決定しました。

次に、今定例会に付議されました請願・陳情について採決します。

まず、請願第５号「『中小業者の自家労賃を必要経費として認めるために、所得税法第56条の廃止を求める意見書』提出を求める請願」についてでありますが、本件に対する委員長報告は不採択でありますので、請願第５号について採決します。

請願第５号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　少　数）

起立少数と認めます。

したがいまして、請願第５号は不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第８号「『社会的セーフティネットの拡充を求める意見書』採択に関する陳情」についてでありますが、本件に対する委員長報告は採択でありますので、陳情第８号について採決します。

陳情第８号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　全　員）

起立全員と認めます。

したがいまして、陳情第８号は委員長報告のとおり採択することと決定しました。

次に、陳情第９号「食料の自給力向上と食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める陳情」についてでありますが、本件に対する委員長報告は採択でありますので、陳情第９号について採決します。

陳情第９号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　全　員）

起立全員と認めます。

したがいまして、陳情第９号は委員長報告のとおり採択することと決定しました。

次に、陳情第10号「『改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書』採択に関する陳情」についてでありますが、本件に対する委員長報告は採択でありますので、陳情第10号について採決します。

陳情第10号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起　立　全　員）

起立全員と認めます。

したがいまして、陳情第10号は委員長報告のとおり採択することと決定しました。

☆　☆

○議長（常泉健一君）　ここで報告します。

本日、田丸たけ子君並びに三橋弘明君から、今定例会に提出するため、発議案４件の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

☆　☆

発議案第１号から第４号までの上程説明並びに総括審議

○議長（常泉健一君）　それでは、次に、議事日程第２「発議案第１号から第４号までの上程説明並びに総括審議」を議題とします。

発議案第１号から第４号を一括上程します。

最初に、発議案第１号「細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書案の提出について」並びに発議案第２号「社会的セーフティネットの拡充に関する意見書案の提出について」提出者田丸たけ子から提案理由の説明を求めます。

田丸たけ子議員。

（12番　田丸たけ子君登壇）

○12番（田丸たけ子君）　それでは、提出者を代表いたしまして、発議案第１号について提案理由の説明を申し上げます。

早期診断が大変難しく、治療の困難化が指摘されている細菌性髄膜炎は、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンで予防することが可能であります。しかし、予防接種が任意接種であり、費用が高額なことから、接種を躊躇することが危惧されています。毎年約1000人が罹患し、３から15％の患者が死亡し、生存した場合でも10から20％が脳と神経に重大な損傷を生じ、後遺症に苦しんでいる状況をかんがみ、ワクチンの早期定期予防接種化を求め、政府関係機関へ意

見書を提出しようとするものでございます。

次に、発議案第２号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、厳しい経済情勢により雇用環境が悪化している中、雇用と住居を失ったものに対する総合支援策として、ことし11月に行われたワンストップサービスの恒久的な制度化並びに再就職先が見つからない離職者が生活の困窮により生活保護受給者となっています。現在、このような方が急増している現状を踏まえ、国の責任において生活保護制度の円滑な実施のため、必要な措置を講じるよう政府関係機関へ意見書を提出しようとするものでございます。

議員各位におかれましても慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（常泉健一君）　次に、発議案第３号「食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書案の提出について」並びに発議案第４号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書案の提出について」提出者三橋弘明君から提案理由の説明を求めます。

三橋弘明議員。

（19番　三橋弘明君登壇）

○19番（三橋弘明君）　提出者を代表し、発議案第３号並びに第４号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第３号について申し上げます。

昨今の加工食品原料の産地偽装事件や毒物混入事件を受けて、多くの消費者が食の安全・安心のために国産食品を求めております。また、遺伝子組み換え食品やクローン由来食品がその表示のないまま流通し、そうとは知らずに口にしている状況を踏まえ、食品のトレーサビリティと、それに基づく食品表示制度の抜本的改正を求め、政府関係機関に意見書を提出しようとするものです。

次に、発議案第４号について申し上げます。

2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の３の１を超える過剰貸付契約の禁止などを含む法律が22年度に完全施行される予定であります。政府は多重債務者対策本部を設置し、１、多重債務相談窓口の拡充、２、セーフティネット貸付の充実、３、ヤミ金融の撲滅、４、金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定するなど、着実に成果を上げつつあります。ところが、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があり、このことは再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を

招きかねず、改正貸金業法を早期に完全施行されることなどを求め、政府関係機関に意見書の提出をしようとするものであります。

本会議におかれましても慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（常泉健一君）　以上で提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

最初に、発議案第１号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に、発議案第２号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に、発議案第３号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に、発議案第４号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

ここで報告します。

ただいま議題となっております発議案４件は、会議規則37条第３項の規定により委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第１号から第４号については、一括採決します。

発議案第１号から第４号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君）　御異議ないものと認めます。

したがいまして、発議案第１号から第４号はいずれも可決することと決定しました。

☆　☆

所管事務調査のため委員派遣の件

○議長（常泉健一君）　次に、議事日程第３「所管事務調査のための委員会派遣の件」を議題

とします。

お手元に配付のとおり、教育福祉委員会委員長並びに市民環境経済委員会委員長から、会議規則第99条の規定により、閉会中の所管事務調査のため委員を派遣したい旨の要求書が提出されました。

お諮りします。

教育福祉委員会委員長並びに市民環境経済委員長からの要求について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（常泉健一君）　御異議なものと認めます。

したがいまして、承認することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（常泉健一君）　御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

――――――――――――― ☆ ――――――――――― ☆ ―――――――――――――

〇本日の会議要綱

１．議案並びに請願・陳情の総括審議

２．発議案第１号から第４号までの上程説明並びに総括審議

３．所管事務調査のための委員派遣の件

○出　席　議　員

議　長　　常　泉　健　一　君

副議長　　深　山　和　夫　君

1番	飯　尾　　　暁　君	2番	前　田　正　志　君
3番	矢　部　義　明　君	4番	金　坂　道　人　君
5番	中　山　和　夫　君	6番	山　田　きよし　君
7番	細　谷　菜穂子　君	8番	森　川　雅　之　君
9番	平　　　ゆき子　君	10番	鈴　木　敏　文　君
11番	ますだ　よしお　君	12番	田　丸　たけ子　君
13番	加賀田　隆　志　君	14番	腰　川　日出夫　君
15番	伊　藤　すすむ　君	17番	勝　山　顕　郷　君
18番	初　谷　智津枝　君	19番	三　橋　弘　明　君
20番	関　　　好　治　君	21番	早　野　公一郎　君
22番	三　枝　義　男　君	24番	市　原　健　二　君
25番	田　辺　正　和　君	26番	金　澤　武　夫　君

☆　☆

○欠　席　議　員

な　　し

☆　☆

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長 (行財政改革推進本部長)	長谷川正君
教育長	古谷一雄君	総務部長	松本文雄君
企画財政部長	平野貞夫君	市民環境部長	風戸茂樹君
健康福祉部長	古山剛君	経済部長	川﨑清一君
都市建設部長	古市賢一君	教育部長	國代文美君
総務部次長 (総務課長事務取扱)	中山茂君	企画財政部次長 (市民税課長事務取扱)	片岡繁君
企画財政部次長 (財政課長事務取扱)	今関正男君	市民環境部次長 (生活課長事務取扱)	渡邉輝夫君
健康福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱)	大野博志君	経済部次長 (商工観光課長事務取扱・中心市街地活性化担当)	山﨑春雄君
都市建設部次長 (建設課長事務取扱・土木政策担当)	河野正善君	都市建設部次長 (都市政策課長事務取扱・都市政策担当・本納駅東地区土地区画整理担当)	酒井達夫君
教育部次長 (庶務課長事務取扱)	斉藤勝君		
企画政策課長	岡本幸一君		

☆　☆

○出席事務局職員

事務局長	金坂正利
主幹	鈴木均
局長補佐 (庶務係長事務取扱)	宮本浩一

○議長（常泉健一君）　長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでした。

これをもちまして、平成21年度茂原市議会第４回定例会を閉会といたします。

午後２時54分　閉会

――――――――――――― ☆ ――――――――――― ☆ ―――――――――――――

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

平成21年２月２日

茂 原 市 議 会 議 長　常　　泉　　健　　一

茂 原 市 議 会 副 議 長　深　　山　　和　　夫

茂 原 市 議 会 議 員　加　賀　田　　隆　志

茂 原 市 議 会 議 員　腰　川　　日　出　夫